

特集 I iDeCo+の普及促進の取組

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

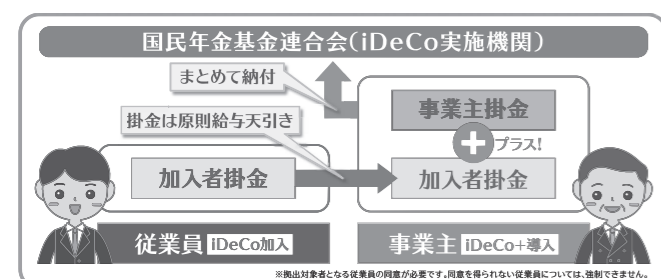
1 はじめに

自営業者や職場に企業年金のない方などを対象として2002年1月に施行されたiDeCo（個人型確定拠出年金）は、2016年の確定拠出年金法（以下「法」）の改正により、加入者の範囲が企業年金を実施している会社員、公務員や第3号被保険者等、原則20歳～60歳未満の全ての方に拡大され、個人のニーズに応じて老後の資産形成を行うことができるようになりました。

加入者数は範囲拡大後、毎月約3万人のペースで増加し、2021年2月現在で約190万人となっています。このようにiDeCoは毎年加入者が増加している一方、企業年金は、従業員規模が小さくなるほど、その実施率が低下傾向にあります。そのような現状を踏まえ、2016年の法改正において中小事業主掛金納付制度が創設されました。

2 iDeCo+とは

中小事業主掛金納付制度とは、企業年金を実施していない中小企業の事業主（以下「事業主」）が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、iDeCoに加入する従業員の掛金に追加的に拠出するものです。2018年5月に施行され、同年8月にその愛称は「iDeCo+」（イデコプラス）と決まりました。これまで事務負担の大きさから企業年金の導入が難しいと考えていた事業主にとっ



て、比較的少ない負担で実施できる制度です。

iDeCo+の導入は、事業主にとって、福利厚生を充実させることが可能となり人材の確保や定着につながる点、更には事業主掛金が全額損金算入できるといった点、一方、従業員にとっては、事業主が自分の掛金に上乘せして掛金を負担してくれるため将来の受取金額が増えるほか、iDeCoに加入していない従業員がこの機にiDeCoに加入することにより老後の資産形成を意識付けできるとともに、iDeCo加入により各種税控除が受けられる点など、労使ともにメリットがあります。

iDeCo+を実施できる事業主の従業員規模については、制度創設時は100人以下でしたが、2020年の法改正におい

項目	内容
事業主要件	企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員（第一号厚生年金被保険者。以下同じ。）300人以下の事業主。 ただし、同じ事業主が複数の事業所を営んでいる場合、全事業所の従業員の合計が300人以下であることが必要です。
拠出対象者	iDeCoに加入している従業員のうち、事業主掛金を拠出されることに同意した加入者。 ※拠出対象者に一定の資格（職種、勤続期間）を設けることも可能です。 ※iDeCoに加入していない従業員に対して、加入を強制したり、事業主掛金のみを拠出したりすることはできません。
掛金設定	加入者掛金と事業主掛金の合計額は、月額5,000円以上23,000円以下の範囲で、加入者と事業主がそれぞれ1,000円単位で決定できます。 加入者掛金を0円とすることはできませんが、事業主掛金が加入者掛金を上回ることは可能です。また、一定の資格*ごとに掛金額を設定することも可能です。 ※「資格」は、拠出対象者の一定の資格（職種、勤続期間）のほか、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限ります。
納付方法	加入者掛金と事業主掛金を事業主がとりまとめて納付します。
労使合意	事業主掛金を拠出する場合に、労働組合又は労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。 また、掛金額を変更する際にも同様の同意が必要です。
手続き	iDeCo+を実施する際は、労使合意後に必要な書類（「中小事業主掛金納付開始・終了届」等）を、国民年金基金連合会に提出します。
税制上の取扱い	①加入者掛金：小規模企業共済等掛金控除として、全額を本人の所得から控除できます。（控除処理は事業主が行うため、加入者本人の手続きは不要です。） ②事業主掛金：全額を損金に算入できます。

てその規模を100人以下から300人以下に拡大し、同年10月に施行されたところ。

3 iDeCo+普及のための取組

厚生労働省においては、2018年5月の制度施行後、制度の一層の周知を図るため、「iDeCo+」という愛称を決定した後、制度の概要等を記載したチラシやパンフレット、導入ガイドを作成し、運営管理機関、受付金融機関及び社会保険労務士会等関係団体へ配布を行いました。チラシ等は厚生労働省ホームページ及び国民年金基金連合会が運営するiDeCo公式サイトに掲載していますので、各種セミナー等で積極的に活用頂きたいと思えます。

導入ガイドについては、導入を検討する事業主の立場に立って、iDeCo+を導入するための手順や届出書類等事務手続きの流れが分かるよう作成しています。分かりづらい点、情報が足りない点については国民年金基金連合会と協

力しながら、随時見直しを図っていきたいと考えています。

制度の普及に際しては、制度を周知し、正しく理解してもらい、老後の資産形成の選択肢の一つとして意識してもらうことが重要です。今後も国民年金基金連合会等関係者の協力も得ながら、普及に取り組んでいきます。

4 おわりに

iDeCo+の制度が施行されて間もなく、2021年2月現在、導入事業主は約2,500、加入者は約16,000人とどまっています。前述の通り、2020年の法改正で制度を実施可能な従業員規模を300人に拡大し、同年10月に施行され、その効果はこれから徐々に現れると思われます。

今後もより活用頂くよう周知・広報に努めるとともに、さらなる制度改善に向けて、引き続き企業年金・個人年金部会等において議論を行っていきます。

iDeCo+のチラシ、パンフレット及び導入ガイドについて

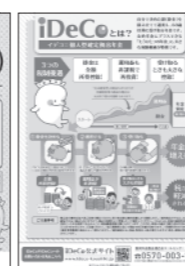
- 厚生労働省および国民年金基金連合会において、企業年金を実施していない中小企業（従業員300人以下に限る）の事業主が、iDeCoに加入している従業員の掛金に追加して、掛金を拠出できる「iDeCo+」の普及・推進を目的として、中小企業を営む事業主向けのチラシ、パンフレット、導入ガイドを作成し、「iDeCo公式サイト」及び「厚生労働省HP」に掲載。「iDeCo+」について、わかりやすく説明しており、サイトから自由にダウンロードできる。

【チラシ】



表

【パンフレット】(全6ページ)



裏



表紙

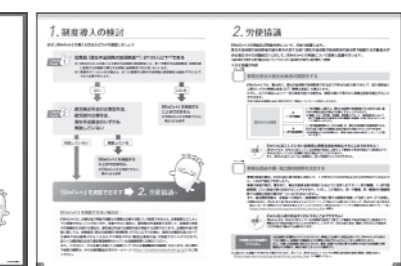


掲載内容(一部)

【導入ガイド】(全8ページ)



表紙



掲載内容(一部)

- 【ダウンロードはこちら】
- iDeCo公式サイト https://www.ideco-koushiki.jp/owner/ideco_plus.html
 - 厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194194.html#004>